



平成21年4月10日

各位

会社名 株式会社日本システムディベロップメント
代表者名 代表取締役社長 今城 義和
(コード番号 9759 東証第1部)
問合せ先 取締役執行役員 社長室長 前川 秀志
(TEL 03-3342-1250)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第40回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社現行定款第8条を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
 - ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、現行定款のうち実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日まで、これを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
 - ④ その他、必要な規定、条数の繰り上げ及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。
- (2) 社外監査役にふさわしい優秀な人材を招聘し、その期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を定款に新設するものであります。

2. 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株 券)</p> <p>第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 <u>② 前項の規定にかかわらず、当社は单元未 満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第 9 条 当社の单元未満株式を有する株主(実質 株主を含む。以下同じ。)は、その单元未満株 式の数と併せて单元株式数となるべき数の株 式を<u>当社に対し売渡すこと(「買増し」とい う。)</u>を請求することができる。</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主は、その有する单元未満株式 について、以下に掲げる権利以外の権利を行 使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に<u>定める</u>権 利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する 権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割 当てを受ける権利 4. 前条に規定する单元未満株式の買増 しを請求する権利 <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公 告する。</u> ③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。 以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約 権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に 備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿、およ び新株予約権原簿への記載または記録、单元 未満株式の買取り、買増し、その他株式なら びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管 理人に取扱わせ、当社においてはこれを取 扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料 は、法令または定款に定めるもののほか、取 締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 13 条～第 30 条 (条文省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 31 条～第 36 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>(单元未満株主の売渡請求)</p> <p>第 8 条 单元未満株式を有する株主は、その有す る单元未満株式の数と併せて单元株式数 となる数の株式を<u>売り渡すこと(「買増し」 という。)</u>を<u>当社に請求することができ る。</u></p> <p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第 9 条 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権 利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に<u>掲げる</u>権 利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する 権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割 当てを受ける権利 4. 前条に規定する单元未満株式の買増 しを請求する<u>ことができる</u>権利 <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって<u>選定し、公 告する。</u> <u>(削除)</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 <u>株主名簿および新株予約権原簿への記載ま たは記録、单元未満株式の買取り・買増し、 その他株式または新株予約権に関する取扱い および手数料、株主の権利行使に際しての手 続等については、法令または定款に定めるも ののほか、取締役会において定める株式取扱 規則による。</u></p> <p>第 12 条～第 29 条 (条数繰上げ)</p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u> 第 30 条 <u>当社は会社法第427条第1項の規定に より、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を限定する契約を締結することができ る。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額 は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 31 条～第 36 条 (現行どおり)</p>

附 則	附 則
第 1 条 この定款に規定のない事項はすべて法令の定めるところによる。 <u>(新設)</u>	第 1 条 この定款に規定のない事項はすべて法令の定めるところによる。
<u>(新設)</u>	<u>第 2 条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u>
<u>(新設)</u>	<u>第 3 条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>
	<u>第 4 条 本付則第 2 条乃至本条は、平成22年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成 2 1 年 6 月 2 6 日
定款変更の効力発生日予定日 平成 2 1 年 6 月 2 6 日

以 上